

2019年陽春号目次

1. 個人情報の権利を拡大し「利用停止権」を提言
 — 個人情報保護法3年ごと見直し原案が公表されました —
2. 事例に学ぶ：個人情報の紛失対策 ～書類の事故等に備えて～
3. 悩めるマイナンバー制度の行方
4. お知らせ



1. 個人情報の権利を拡大し「利用停止権」を提言

— 個人情報保護法3年ごと見直し原案が公表されました —

個人情報保護委員会は 2019.4.25 「個人情報保護法いわゆる3年毎見直しに係わる検討の中間整理」を公表し、同整理に対する意見募集を 5.27 まで行っています。2017年全面施行されている個人情報保護法（以下保護法という）の改正原案です。巨大プラットフォームの情報独占脅威、ネットを通じて収集される個人情報が「知らずに利用されている」不安、グローバルな個人データの利用など、急展開する日本のデジタル時代に、保護法の対応すべき方向性を示しています。

以下では本件について、

- ・影響を与えている状況
- ・提言されていること
- ・改訂すべきとしている主な項目
- ・「慎重な検討が必要」あるいは具体的な明記がない主な項目
- ・改正原案のトーンについて

といった5つの観点から解説しました。

(1) 影響を与えている状況

①グーグルの無料サービス利用者は10億人を超し、フェイスブックの利用者は22億人と言われる。「個人データ」が米国企業に収集され、AI利用のための「大量で適切なビックデータ」の独占が、「知の独占」に繋がりがねない状況が生じている。

また、中国では、国が「個人データ」を管理し、国家の独占利用の状況が生じている。この結果、「優越的な地位の乱用」など経済活動の公正な競争を歪めかねないと危惧される状況があり、利用の進展によっては、「デジタル貧困」が生じかねない。



- ②インターネット利用時にクッキーに紐づいて蓄積されるサイト閲覧履歴、購買履歴、スマホの位置情報、OSが発行する広告識別子に紐づいて蓄積される情報など、膨大な情報が、知らないうちに、ターゲティング広告として利用されている。
- 更にそれ等の情報によって、個人がスコアリング（点数化）され、値段がつくような利用状況がある。
- ③海外事業者によるサービスの利用や、個人情報を扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、対応する制度の見直しが必要となっている。また国際的な制度調和や連携に配慮した制度を見直す必要がある状況がある。

(2) 提言されていること

下記の項目について、現状、諸外国の現状などを踏まえて検討の方向性を、賛否両論を併記して示している。

(検討項目)

- ①個人情報に関する個人の権利の在り方
- ②漏えい報告の在り方
- ③個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方
- ④データ利活用に関する施策の在り方
- ⑤ペナルティの在り方
- ⑥法の域外適用の在り方、及び国際的調和への取組と越境移転の在り方



(3) 改訂すべきとしている主な項目

①個人の意思で企業のデータ利用を止められる「利用停止権」の検討

「個人の権利」の保護として消費者側から根強い要望があり、「プライバシーマークの審査基準の根拠である『JIS Q15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項』のように、事業者の中には顧客の利用停止等の要求に対応する例も存在することを踏まえ、利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する必要がある。」としている。

なお、課題として、

- ・現行法での「個人データを遅滞なく消去する努力義務」の実施状況
 - ・完全に消去してしまうと、再び当該本人の個人情報を取得した場合に、当該個人情報を利用することの可否等の消費者の利便や実務上の論点
 - ・個人情報データベース等を部門ごとに別々に管理している場合に全部門の個人データを容易に名寄せし利用停止等ができるような体制整備への負荷
- などがあるとしている。

②開示の提供の際の「電磁的形式」による提供を明確化

開示の仕組みは、個人情報の適正な取扱いに関するルールの中でも重要な仕組みの一つである。「開示の提供形式については、『書面の交付による方法』を原則としつつ、『開示の請

求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法』としている。民間手続における情報通信技術の活用の促進等が謳われる中、個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供の明確化についても、今後、利用者の利便性も考慮しつつ、検討していく必要がある。」としている。

③企業のデータ活用を促す「仮名化」(Pseudonymisation) 制度の検討

「EUにおいては、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。我が国においても、「仮名化」のような個人情報と匿名加工情報の中間的規律の必要性については、従前から経済界からの要望もあるところであるが、具体的なニーズの有無、開示請求や利用停止等本人関与の在り方を含めた規律の在り方等について、EUの規律のレベルの実態、国際的な動向も踏まえ、具体的に検討していく必要がある。」としている。

「仮名化データ」とは、追加情報がないと個人を特定できない情報であり、匿名化データとは異なり個人データになる。仮名化データを具体的にいうと、データの中身を置換するなどして個人の情報が直接分からないように加工したもので、例えば、データベースの中の、氏名や住所、電話番号などを、別の文字列に置換したもの。

ただ、顧客IDなどのID列のデータはそのまま残っているので、加工前のデータが残っていれば、加工前のデータと紐づけると、個人の特特定ができる。

「暗号化」も仮名化の一つの例である。

④漏えい報告の法令明確化と一定の場合についての義務付け

報告義務を課す場合の中小規模事業者の負担、本人への通知等の在り方、法令で明示的な期限を設けるべきか、漏えい報告の報告先などについて、現状における報告実態を踏まえつつ、検討する必要がある。」としている。

(4) 「慎重な検討が必要」あるいは具体的な明記がない主な項目

①技術の進展に伴うデータ利活用への対応

「技術の進展に伴い、データを活用した新たなサービスが次々と生まれてきているが、その取扱いについては、個人情報保護法に直接関係する論点もあれば、同法とは直接は関係しない論点もあり、その実態に応じて論点も多様であることが想定される。ガイドライン等での法の解釈の明確化を求める意見もあるが、一方で、技術の進展が早い中、法解釈を固定化することで、イノベーションを阻害するおそれがあるのではないかという声もあり、その中における個人情報の取扱いについては、実態を踏まえて対応していく。」として、具体的な対応は明記していない。

②AIの個人データ保護・プライバシーへの対応

「データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議でも、我が国でも関係省庁での議論が進められているところであり、AIとデータ保護との議論について、国内の議論の状況を踏まえた上で、積極的に貢献していくことが重要である。」としているが、従業者情報のプロファイリング利用規制などといった具体的な保護法改正の提言はしていない。

③ターゲティング広告をめぐる対応

「ターゲティング広告の実態は非常に複雑かつ多様であり、ベースとなるウェブ技術は進化が著しく、本来、イノベーションを阻害することを避ける観点からも、まずは、自主ルール等による適切な運用が重要であり、自主ルールを執行可能な形としていくことを含め検討する必要がある。」にとどめている。

④「忘れられる権利」への対応

EUのGDPRで認められている「忘れられる権利」は導入を見送っている。不正取得利用があった場合以外にも、本人が同意を取り消した場合には権利を行使できる事には、企業側が膨大な時間とコストがかかるとして、適切な範囲にすることを要望していた。



⑤クッキー(サイト閲覧情報)、位置情報の新規制は明記していない。

⑥ペナルティの強化については「慎重」であるべき。

「ペナルティの強化が必要との議論があり、国際的状况を見ると、ペナルティの強化が大きな潮流となっているのは否定できない。

しかし、国際比較の観点では、各国ごとに国全体の法体系やペナルティに対する考え方に違いがある。

また、産業界からは、事業者は個人情報保護法を遵守しており、ペナルティの引上げに慎重であるべきとの意見がある。

また、ペナルティ強化については、事業者の過度な萎縮を招き、ひいては創意工夫や技術革新の果実を国民が十分に享受できなくなる可能性があるとの見方もあり、ペナルティの相当性についての比較衡量が必要である。加えて、いわゆる 5,000 件要件が撤廃されたこともあり、事実上全国民がステークホルダーとなる裾野の広い法律となったため、ペナルティも、国内の中小事業者も含めて広範囲に適用対象になることに留意が必要である。その影響の大きさに鑑み、立法事実を精査の上、議論する必要がある。」として、「慎重」であるべきとしている。

(5) 改正原案のトーンについて

原案の中で、EUのGDPRがしばしば引用され、意識されていることが伺えます。一方、日本ではデータの利活用が遅れている現状を踏まえ、3月には経団連が一連の規制強化には「慎重な検討が必要」との声明を発表しています。個人の権利利益の保護と利用のバランスをどう図るかが肝要です。

ひとまず、大きな改正は避けられそうで、実務者としては、ほっとしていますが、今後のパブコメや、国際的なデータ流通の枠組み議論を含め、年末までの原案確定を注視していきたい。

2. 事例に学ぶ：個人情報の紛失対策 ～書類の事故等に備えて～

事例シリーズの第4弾になります。今回は前回までと打って変わり、紙情報すなわち書類の事故（取り分け「紛失」）について検討してみようと思います。

個人情報の事故例がインターネットで公開されており、先日（3月27日）の発表によれば、福井信用金庫が3店舗において顧客情報含む資料の紛失が判明したことを明らかにしています。本店営業部などにおいて、名前や口座番号が書かれた「渉外関係帳表綴（つづり）」など顧客情報を含む資料2.4万件の紛失が判明したと言うものです。幸い不正利用の報告などは寄せられていないようですが、「漏えい」に至らないまでも「紛失」も歴とした事故です。

電子情報の流出事案は一度で膨大な量の情報が対象になるため、往々にして社会問題にもなりますが、紙情報は一般に少量です。とは言うものの、対象となった本人にしてみればOne ofであろうがOnly oneであろうが同じでことで重大です。

(1) 「5S」の励行

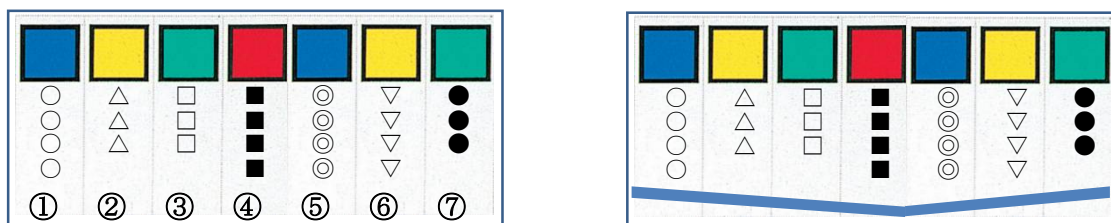
書類の紛失防止は旧来から言われている「5S」に尽きます。曰く、「整理・整頓・清掃・清潔・躰」です。何をいまさら、と思われるかもしれませんが、プライバシーマークの審査で伺った大半の社長さんは「机の上や書庫の中がきれいになった」と言われています。5Sに満足している企業が決して多くないことの証左になるでしょう。

紛らわしいのは「整理」と「整頓」ですが、「整理」は必要なものしか存在しない状態にすること、「整頓」は整理を行った上で表示すること、になります。「ものを探す」時間は仕事ではなくムダで、「あるべきものがあるか」の間に即答できないことになり、誤廃棄・紛失自体に気が付かない恐れがあります。整頓の状況を今一度見なしてみませんか。

(2) 整頓の事例

業務で取り扱う書類は単独で存在することはなく、通常は同類のものを集めバインダーに綴じ込んでいるでしょう。机上で横に積んであるのは論外です。

バインダー単位で、あるべきものがあるかが一目で分かるよう背表紙の色分けをしたり下図の左のように番号を振っておくことがよく行われています。ただ、番号の場合は数が増えると一目見て何が欠けているのかを見極めるのが難しいため、右図のように斜線を引いて（カラーテープを貼って）いる例もあります。



しかし、個人管理にしている書類はいかがでしょうか？ もっと薄いファイルフォルダ（カバー）に入れてあると思います。本来なら穴をあけてしっかり綴じ込むべき所、単に重ねて入れた状態にしているケースが多いと推測します。穴あけをするのであればパンチをする際に一つひとつ確認をするタイミングがあるのですが、フォルダに挟み込むだけであれば他の書類が混入していないかなどの目検が疎かになり勝ちです。

(3) 書類の電子化

物理的な書類ではなく、スキャンをし電子化（データ化）する方式が俄然増えてきました。電子化をすれば物量が減り紛失の問題も殆ど避けられるのは分かりきったことですが、何故この数年急激に普及してきたのでしょうか。それは、PC やサーバのディスク容量が大きくなったことが主な要因と考えます。

A4 サイズの極く一般的な書類をモノクロでスキャンし画像ファイルを作ると 1 枚で約 1 メガバイトになります（JPG 形式で圧縮）。ブックの形で綴じられたものは除いても、数枚以下の書類が年間総計で 1 人 1000 枚は優に超すでしょうから 1 ギガバイト超となります。この容量が数年前まで企業にとって許容できませんでした。今や、1 ギガバイトの 1000 倍に当たる 1 テラバイトの NAS（共有ディスク）が 1 万円台で購入できるようになっており、この課題はクリアされたと言えます。

もう一つの理由に、電子化するためのスキャナーを随所に置くスペースが確保できないこともあったと思います。この点については次項で。

(4) 複合機による電子ファイル化

書類をスキャンするにはフラットベッド型スキャナーになりますが、この場合はカバーを開けますから平面のスペースだけではなく上の空間も必要になります。しかし、オフィスで使用しているコピー機は殆ど複合機ではないでしょうか。複合機であればスキャナーが付いていますからスキャナー機は不要です。コピーを取るのと同じ感覚でスキャンでき、画像（イメージ）化した電子ファイルは

- ①複合機のハードディスクに保存
- ②メールに添付して送信
- ③ファイルサーバにアップロード

等々が行えます。今回のお勧めは①の「PDF」形式で保存する方式です。ただし、画像の鮮明さを保つため「印刷用」が必要です。PDF（画像）化した後、適切なファイル名を付けて PC やサーバに保存すれば紛失防止や書類の劣化から逃れることができます。

(5) まとめ

書類の電子化は色々な点で効果があります。クラウドサーバにアップしておけば重い書類の運搬もしなくて済みます。

しかし、どうしても気になるのは「セキュリティ」のことでしょう。その場合はパスワード(PW)を付けることで解決できます。Adobe(アドビ)社の「Acrobat」で PW 付きで保存することができます。Acrobat では印刷、内容のコピー、ページの抽出などの許可（可否）を初めとし色々な制限を施すこともできます。勿論、Acrobat でなくもっと安価なソフトウェアも市販されていますので検討をいただき、以て書類の紛失防止に繋がれば幸いです。

3. 悩めるマイナンバー制度の行方

2016年に行政サービスの電子化を目指して導入されたマイナンバー制度ですが、制度がスタートして以来、順調に社会に定着化しているとは言い難い状態が続いています。

以下ではマイナンバーに纏わる最近の状況を探ってみました。

(1) マイナンバーカード発行状況

制度の普及状態を示すバロメーターともいえるマイナンバーカードの発行は、2019年3月時点では、全体で12.8%とまだ低調に喘いでいます。右表が年度別推移ですが、伸び悩んでいる様子が分かります。

2016年	984万9594
17年	1321万6735
18年	1585万2538
19年	1640万2088 (3月13日現在)
20年以降	更新しない人 続出?

また、発行されたカードの有効期間は5年間なので、更新時期が2020年以降、順次到来します。更新時に、更新しない人が多く出た場合には、現在の発行枚数が減少するといった事態の発生も懸念されています。

(2) マイナンバーに関する世論調査結果

昨年(2018年)11月に内閣府は「マイナンバーに関する世論調査」の概要を発表しています。ここには、マイナンバー制度の現状がよく示されています。

①マイナンバーをこれまでに給料や社会保険、税や健康保険等の手続きで使った人の割合は、義務化された分野では確行され65%になっています。

②マイナンバーカードの発行が進まないことが問題視されていますが、まだマイナンバーカードを作成していない人は、以下を理由に挙げています。

a : 取得する必要性を感じられない(57.6%) / b : 身分証明書になるものは他にある(42.2%) / c : 個人情報の漏えいが心配だから(26.9%) / d : 紛失や盗難が心配だから(24.9%)が主要な理由です。

上記の①にも通じますが、まだマイナンバーの利用範囲が限られ、マイナンバーカードの必要性が殆どない状況に問題がありそうです。

③今後、マイナンバーカードの利用促進の切り札として期待されている「マイナポータル」(マイナンバーカードを使った各種サービス)には、多様な利用メニューが用意されています。それらのメニューに関する世論調査の結果は、「特に利用してみたいとは思わない」(62.2%)と低評価であり、マイナポータル主導のマイナンバーの利用促進にも厚い壁があります。

(3) マイナンバー制度の今後について

マイナンバー制度の状況を憂慮した経団連で、2018年2月に「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」において、個人番号利用範囲の拡大を筆頭に改善提言を行っています。

また、今(2019年)通常国会においては、マイナンバーカードの保険証利用を中心とする健康保険法等の改正案などのマイナンバー制度の拡大を狙う3つの重要法案がすでに上程され、審議されようとしています。

マイナンバー制度には、これまでに巨額なシステム投資などが行われており、政府は、現在の「使い道が少なく、安全性に懸念」といった声を払拭するためにも、制度の効果の公表や制度に関するPR活動により、マイナンバーに対する理解度を高めさせる一方で、より利便性の高い制度への改善が不可欠です。マイナンバー制度は、今まさに正念場を迎えていると思われれます。

4. お知らせ

トムソンネットのノウハウをみなさまの保険業務にご活用下さい。

保険業務・システムの専門家集団を自認する弊社は、年々のコンサルティングスタッフの充実によって、カバーする業務範囲を広げております。現在は以下の業務に関するコンサルティング活動を行っております。

人材育成ソリューション <ul style="list-style-type: none">・ 損保講座・基本コース・ 損保講座・上級コース・ 損保特別講座・ 生保講座・基本コース・ 生保講座・上級コース・ 生保特別講座・ 生保損保・公開講座	刊行物 <ul style="list-style-type: none">・ 図説・損害保険ビジネス・ 図説・損害保険代理店 ビジネスの新潮流・ 図説・生命保険ビジネス・ 保険募集制度の歴史的転換・ 保険代理店にとっての 顧客本位の業務運営・ 変わり続ける保険事業・ 会社経営者の 賠償責任と保険	保険ビジネス情報発信 <ul style="list-style-type: none">・ 金融監督行政全般・ 保険募集制度・ 自動運転時代の到来と リスクと保険について・ デジタル革命と 今後の保険ビジネス・ 海外の保険業界動向
リスクマネジメント <ul style="list-style-type: none">・ Pマーク取得支援・ システム監査支援・ 情報セキュリティリスク 対策評価・監査関連 サービス (TISAS) <p>＊経済産業省 「情報セキュリティ監査企業」 に登録済</p>	ビジネスコンサルティング <ul style="list-style-type: none">・ 課題解決プログラム・ 代理店ビジネス・ 再保険ビジネス・ アクチュアリアルサポート (保険数理関連業務支援)	システムコンサルティング <ul style="list-style-type: none">・ 損保システムと事務・ 生保システムと事務・ 少額短期システムと事務

上記の各業務の具体的内容につきましては、ホームページ (<http://www.tmsn.net/>) 上で詳しく説明しております。また、ホームページを改善し各業務と担当するスタッフの業務経歴等を分かり易くさせましたので、みなさま会社の業容拡大に、是非とも弊社コンサルティングスタッフのノウハウと経験をご活用ください。

以上

Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っております。お気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<http://www.tmsn.net/>)

〒101-0062 東京都千代田区内神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 1 3 階
電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)
本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)